慶弔見舞金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第104条の定めるところにより、一般財団法人日本民間 公益活動連携機構(以下「機構」という。)職員の慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞 金について定めたものである。

(慶弔見舞金の種類)

- 第2条 機構が支給する慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。
 - 一 結婚祝金
 - 二 出産祝金
 - 三 弔慰金
 - 四 傷病見舞金
 - 五 災害見舞金

(勤続年数の計算)

第3条 この規程による勤続年数の計算は、採用の日から支給事由の発生の日までとする。ただし、機構の都合によらない休職期間を除く。

(適用範囲)

- 第4条 この規程は、就業規則第2条第2項第1号で定める職員について適用する。
- 2 就業規則第2条第2項第2号から第5号までの各号に定める者に対する慶弔見舞金については、その都度定めるものとする。

(届出)

- 第5条 職員が、本規程の定めるところにより慶弔見舞金を受け取る場合は、機構の総 務部に届け出なければならない。
- 2 前項の届出に際し、事実を確認できる書類を添付しなければならない。但し、機構 が認めた場合は、添付を省略できるものとする。

(支給)

第6条 機構は、職員から届出があった場合、支給事由を確認後、速やかに慶弔見舞金 を支給する。

第2章 結婚祝金

(結婚祝金)

第7条 職員が結婚した場合に、次の勤続年数の区分で結婚祝金を支給する。

一 勤続 2 年未満の者 10,000 円

二 勤続2年以上5年未満の者 20,000円

三 勤続 5 年以上の者 30,000 円

2 結婚の当事者双方が、職員の場合であっても第1項の祝金は各々に支給する。

(祝雷等)

第8条 職員本人が結婚する場合で、理事長が披露宴に出席しない場合は、機構は理事 長名で祝電を送るものとする。

第3章 出産祝金

(出産祝金)

第9条 職員または職員の配偶者が出産した場合は、1産児につき30,000円を支給する。

(双方職員の場合)

第 10 条 夫婦双方が職員の場合、前条の祝金等は、届出のあったいずれか一方に支給 する。

第4章 弔慰金

(本人の場合の弔慰金)

- 第11条 職員が死亡した場合は、遺族に対して弔慰金を香典として支給する。
 - 一 業務上の死亡 100,000円
 - 二 業務外の死亡 50,000円
- 2 葬儀に際しては、原則として、供花及び弔電を支給することとしているが、喪主の 希望を踏まえた上で、支給の有無及び内容を決定する。
- 3 特に功労のあった職員に対しては、第1項各号の弔慰金を増額することがある。
- 4 第1項の弔慰金を受け取る遺族は、労働基準法施行規則第42条から第45条の順位 に基づく上位の1人とする。

(家族の場合の弔慰金)

- 第 12 条 職員の配偶者、子、父母が死亡した場合は、次の区分で弔慰金を香典として 支給する。
 - 一 配偶者 30,000円
 - 二 子または父母 20,000円
 - 三 義父母 (同居の場合) 10,000円
 - 四 祖父母(同居の場合)10,000円
- 2 前項第二号の子には、死産(妊娠12週以後の死児の出産)を含むものとする。
- 3 第1項の規定による弔慰金については、前条第2項の規定を準用する。
- 4 支給を受ける職員が2名以上ある場合は、喪主または年長者に対して、まとめて支給する。

第5章 傷病見舞金

(業務上の場合)

- 第 13 条 職員が業務上の負傷により療養のため、7 日以上勤務不能により休養する場合は、次の区分により見舞金を支給する。
 - 7日以上30日未満の休養の場合 20,000円
 - 二 30 日以上の休養の場合 30,000 円
- 2 前項の金額は、発症理由等により、又は療養が長期に及ぶときであって、機構が必要と認めた場合には、増額又は追加を行うことがある。

(私傷病の場合)

- 第14条 職員が、私傷病により療養のため、30日以上勤務不能により欠勤する場合は、 金10,000円の見舞金を支給する。
- 2 前項の規定による見舞金については、前条第2項の規定を準用する。

第6章 災害見舞金

(災害見舞金)

- 第15条 職員が天災その他災害により、住居(自己所有かつ自己居住の建物に限る。) に損害を被ったときは、次の区分により見舞金を支給する。
 - 全焼、全壊、流出のとき 50,000 円
 - 二 半焼、半壊、一部流出のとき 30,000円

(受給順位)

第16条 前条の場合、有資格者が2名以上ある場合は、世帯主または年長者に対して 支給する。

第7章 雑則

(各種社会保険との関係)

第17条 この規程に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険による給付に関わらず、支給する。

附則

この規程は、2019年6月12日から施行する。